

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る 臨時特例手続等の終了について

2023年03月24日

新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえた国民年金保険料の学生納付特例に係る臨時特例措置について、令和5年3月までの期間をもって終了する旨厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

※ 20歳以上の大学生等については、本人からの申請に基づき、大学生等である期間の国民年金保険料の納付が猶予され、その後10年以内にその猶予された期間の保険料を納付することができる学生納付特例制度が設けられています。

詳しくは、日本年金機構のホームページを参照してください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>